



〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14 日本生命赤羽橋ビル 6F
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)
会長 徳川恒孝様

要 望 書

拝啓

平素、野生生物保全のために、日本の市民セクターのリーダーシップをとっていただき、大変感謝しております。

私たちは、アフリカゾウの保全に強い関心を持ち、日本の国内象牙市場は閉鎖されるべきであるという立場に立つ NGO です。

2016年10月3日、南アフリカ共和国ヨハネスブルグで開催されたワシントン条約（CITES）第17回締約国会議（CoP17）において、いわゆる国内象牙市場閉鎖決議が採択されましたが、日本政府にこの決議を遵守させるため、貴団体のお力をお貸しいただきたく、本要望書をお送りいたしました。

ご承知のとおり、この決議は、CITES CoP17で改正された締約国会議決議10.10の一部をなしており、その核となる部分（段落）は以下のとおりとされています¹。

第3段落

「その主権の及ぶ範囲内に、密猟または違法取引の一因となる、合法化された国内象牙市場または象牙の国内商業取引が存在するすべての締約国および非締約国は、その未加工および加工象牙の商業取引が行われる国内市場を閉鎖するために必要な、法令上および執行上の措置を緊急にとることを勧告する。」

第4段落

「この閉鎖に対し、何らかの品目についての狭い例外の設定は保障されうることを認識する。ただし、その例外が密猟または違法取引の一因となるものであってはならない。」

既に国内象牙市場閉鎖のための法制度を完全施行している米国に続き、CoP17後の12月、まず香港が、国内市場閉鎖に向けた3段階のステップを示し、2021年末から象牙の取引を全面禁止する方針を明らかにしました²。そして同月末、中国も、2017年3月末までに象牙の製造および指定場所における販売を禁止し、同年12月末までにはすべての象牙販売を禁止するスケジュール

¹ <https://cites.org/sites/default/files/document/E-Res-10-10-R17.pdf>

² Hong Kong Free Press 12月21日記事「香港の象牙取引は2021年末までに漸次禁止される」
<https://www.hongkongfp.com/2016/12/21/hong-kongs-ivory-trade-to-be-gradually-banned-by-the-end-of-2021/>

ルを示しています³。EU 諸国においても、フランス⁴、イギリス⁵などによる象牙取引の大幅な規制強化の動きが急ピッチで進み始めています。これらの動きはいずれも、市場閉鎖決議の第3段落の勧告を受け入れたうえで、第4段落で許されている「狭い例外」の範囲（例えば、ことう品、楽器の一部をなすもの、僅少量の象牙を含む製品など）について検討している状況といえます。

ところが、一方の日本政府はこれらの国々とはまったく異なり、日本の国内象牙市場そのものが決議の閉鎖勧告（第3段落）の対象外である、という立場をとっています⁶。

一方、貴団体は、昨年4月に国内市場閉鎖決議が提案された後、10月に決議が採択される前の段階で、以下のとおり「象牙取引に関する WWF ジャパン／トラフィックの見解」を公表されていました。

「日本の象牙市場に関しては、現在世界で問題となっている大規模な密猟や密輸に直接的な影響を与えているといった傾向は示されていないため、現状で直ちに閉鎖する必要はないと考えていますが、現行の法制度にはまだ問題があり、密輸品が紛れ込む可能性がゼロではありません。したがって、日本政府と市場関係者が違法象牙ゼロ実現に向け、強い意志をもって対応しない場合は、今後国内取引を禁止する、といった厳しい措置を選択することも必要と考えます。」⁷

貴団体らは、日本市場の閉鎖に反対する日本政府および市場関係者（象牙業界や電子商取引事業者）の立場を基本的には支持しつつ、政府や業界の今後の対応次第では、国内市場閉鎖もやむを得ないという立場を明らかにされたものと理解しております。

私たちは、CITES における市場閉鎖決議に関係なく、ゾウの保全のために日本の国内象牙市場は閉鎖されるべきだと考えてきました。したがって、貴団体らの従来の見解は、私たちの立場とはまったく相容れないものでした。

しかし、その後、CITES CoP17 で国内象牙市場閉鎖決議が採択されました。中国や香港への象牙の密輸出、国内での違法な無登録全形牙の取引など、象牙の違法取引事件が相次いで発覚している実態をみれば⁸、日本の象牙市場が、少なくとも、「違法取引の一因となる、合法化された国

³ 中国政府ウェブサイト

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/30/content_5155017.htm?from=groupmessage&isappinstalled=0

⁴ <https://www.antiquestradegazette.com/news/2016/government-will-crackdown-on-sales-of-ivory-less-than-70-years-old-from-march/>

⁵ <https://www.theguardian.com/environment/2017/jan/07/uk-ivory-trade-fuels-poaching>

⁶ 外務省・経済産業省・環境省、2016。平成28年11月2日適正な象牙取引推進に関する官民協議会第3回会合説明資料「ワシントン条約第17回締約国会議（CITES・COP17）の概要と評価」

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/seizou/zouge_torihiki/pdf/003_01_00.pdf

⁷ <http://www.wwf.or.jp/activities/2016/09/1337529.html>

⁸ 例えば、以下のとおり。

【日本から中国への密輸出】

<http://www.ahcourt.gov.cn/sitecn/mtjjahfy/57146.html>, CITES CoP17 Doc.57.6 Annex, TRAFFIC, 2015,

“Beijing Forest Police smash major wildlife trafficking ring”, October 12, 2015,

<http://www.chinatimes.com/realtimenews/20150408004529260408>,

<http://www.cens.cn/m/visual/hd/2016/08-15/102308.shtml>

【2016年の国内の違法取引】

内象牙市場」(決議第 3 段落)に当たること疑問の余地はないと考えられます。したがって、日本政府が採択された決議を遵守するのであれば、国内象牙市場を閉鎖するための措置をとらざるを得ないはずで

一方、象牙の国内取引管理の主要な根拠法である種の保存法の 2013 年改正法は、施行 3 年後の検討の過程にあり、象牙取引管理の強化をはかるためには絶好の機会を迎えています。実際、日本政府は今通常国会に種の保存法改正法案を提出する予定にしています。ところが、この改正法案中、象牙国内取引管理の強化に直結する主要な措置としては、全形牙「以外」の象牙の取引を行う事業者の監督強化として、従来の業の届出制を登録制に改正することにとどまる見通しです⁹。

しかし、市場閉鎖決議の趣旨の根本にある、合法市場が合法性を装う違法象牙のロンダリングを防止するという観点から見ると、日本における象牙の国内取引規制の最大の問題の 1 つは、象牙登録にあたり、条約適用前に日本に輸入されまたは日本国内で取得されたという登録要件を証明する客観的証拠が要求されず、しかも書類のみを提出させて現物の同一性識別もしない登録手続にあります。これが虚偽・不正登録を容易にし、違法象牙が合法市場に混入する機会を保障することになるのです。

事業の監督制度は、全形牙以外の象牙(分割牙、象牙製品)の取引に関するものに過ぎないため、それを強化したところで、上記の問題点の対策にはなりません。

また、貴団体が従来、法改正が必要だと強調されてきた事項、例えば一定の分割牙を国内取引規制・登録制度の対象とすること、象牙の所持規制を導入すること等についても、2017 年改正法で対応される見通しはまったくありません。

CITES で市場閉鎖決議が採択に至り、しかも日本政府が種の保存法の 2017 年改正事項に抜本的な象牙の国内取引管理強化を盛り込まないことが判明した今となつては、「日本政府と市場関係者が違法象牙ゼロ実現に向け、強い意志をもって対応しない場合」に立ち至ったというべきではないでしょうか。今こそ、現実的かつ実践的な措置として「国内取引を禁止する、といった厳しい措置を選択することも必要」なのではないでしょうか。

2016 年 5 月に、経産省、環境省、象牙組合、ヤフーが共同事務局となって立ち上げた「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」は、日本の象牙取引政策および日本流の象牙取引のあり方を内外に示してきました。国内象牙市場の閉鎖を主張する NGO は当初から排除され、しかも会合は非公開で行われてきましたので、私たちはまったく、そこでの議論にアクセスできません。

しかし、貴団体野生生物取引監視部門(トラフィック)は、この協議会に参加を許された唯一の NGO です。日本政府および象牙組合・電子商取引事業者等の市場関係者に対して、大きな発言力と影響力をもつ日本の NGO は、貴団体のみであると言っても過言ではありません。

時事通信 2016/06/06, 日本経済新聞 2016/09/16, 神奈川新聞 2016/9/17, 朝日新聞 2016/10/24, 静岡新聞 2016/11/24

⁹ 中央環境審議会答申の内容から、そのように判断される。

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/104293.pdf>

また、東京新聞 2017 年 1 月 19 日付(夕刊)記事も参照。

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201701/CK2017011802000246.html>

だからこそ、私たちと一緒に「日本の国内象牙取引を禁止するための厳格な処置」を実現し、条約決議に基づいて日本の国内象牙市場閉鎖していくためにご尽力いただけないでしょうか。

以上、平にご要望いたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、私たちの要望に対するお考えを、2週間以内を目途に、文書にてお聞かせいただきたく、お願いいたします。

なお、ゾウの保全と象牙取引問題については、近年、内外を問わず社会的な関心が高まっておりますので、開かれた市民社会を目指す観点から、この要望書およびいただいた回答書は一般に公開し、広く共有したいと考えております。何卒ご了承ください。

敬具

2017（平成29）年2月15日

東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル3階
認定NPO法人 トラ・ゾウ保護基金
理事長 戸川 久美

東京都渋谷区渋谷3-27-11 祐真ビル本館3F
グッドウェーブプロモーション内
NPO法人 アフリカゾウの涙
代表理事・創業者 山脇 愛理
専務理事・創業者 滝田明日香

東京都武蔵野市境1-11-19-102
認定NPO法人 野生生物保全論研究会（JWCS）
会長 安藤 元一

*この件に関するご連絡は、以下にお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル3階
認定NPO法人 トラ・ゾウ保護基金
事務局長 坂元雅行
TEL 03-3595-8089
FAX 03-3595-8089
Email yukisakamoto@jtef.jp